

## ～「資格確認書」の職権交付に係る暫定的な運用について～

令和6年12月2日の被保険者証発行終了に伴い、マイナ保険証（保険証利用登録をしているマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みへ移行します。円滑な移行に向けた対応として、全ての方が安心して確実に保険診療を受けることができるよう、令和7年7月末までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、下記のとおり「資格確認書」を申請によらず職権にて交付いたします。

### 記

#### 1 職権交付対象者

新規加入者及び保険証に記載の情報に変更が生じた者

#### 2 暫定的運用の期間

令和7年7月末まで

#### 3 「資格確認書」の利用方法

今回お手元に届いた「資格確認書」は、被保険者証と同様に、医療機関等の窓口に掲示することで、これまでどおり病院等を受診することが出来ます。

#### 4 暫定的運用終了後の対応（令和7年8月以降）

マイナ保険証の保有状況により、それぞれ以下のとおり対応いたします。

##### 【マイナ保険証をお持ちの方】

- ・ 窓口負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
- ・ 当該お知らせのみで医療機関等の受診は出来ないため、医療機関等受診時は、マイナ保険証を持参してください。

##### 【マイナ保険証をお持ちでない方】

- ・ 申請によらず職権にて「資格確認書」を交付いたします。
- ・ 医療機関等受診時は、「資格確認書」を持参してください。

〔お問い合わせ先〕

更別村役場 保健福祉課

Tel:0155-53-3000